

厚生教育常任委員協議会報告書

開催日時：令和5年12月13日（水）

午後1時00分～午後1時26分

開催場所：会議室302

1 流通科学大学と播磨町との包括連携協定の締結について

流通科学大学と播磨町との包括連携協定の締結について、所管する地域学校教育課より説明を受け質疑を行った。

【説明の概要】

播磨町は今、部活動の地域移行、地域の展開についていろいろ進めているが、人材不足や専門的な知識が今後の課題となってきた。

そこで、流通科学大学が所有するスポーツ等に関する教職員の幅広い知見及び専門性の高い学生人材による学術・人的支援を得ることで、本町が抱える部活動地域移行（地域展開）における諸課題の早期解決を目指す。

本協定の有効期間は、12月20日から令和7年3月末日とする。期間満了の3か月前までに、更新しない旨の申し出がない場合は、同一条件をもって1年間更新するものとし、以後の期間満了についても同様とする。

【主な質疑応答】

Q 締結に関しての予算の確保は。

A 締結だけであり、部活動地域移行において、学生がクラブの指導員となった場合や、講演会を流通科学大学の教授がしてくださった場合は、それぞれの事業の予算で謝金を支払う。

Q 協定書の第4条で、「事前に当該情報の関係する者それぞれの同意を得ずに第三者に提供又は漏洩してはならない」とある。協定も含めて条文化するときは、定義付けをして、個人情報保護法も含めて検討したほうがいいのか。

A 協定を締結した後に言葉の定義を決める内規を別文書で定める方向で両者で進めていきたいと思う。

厚生教育常任委員会報告書

開催日時：令和5年12月21日（木）

午前9時55分～午後0時19分

開催場所：会議室302

1 地域福祉計画等進捗状況について

地域福祉計画等進捗状況について、所管する健康福祉課より説明を受け質疑を行った。

三つの行政計画策定において、令和6年1月にパブリックコメントを実施し、その結果を踏まえて2月に最終の策定委員会を実施し承認をいただく。3月末までに完成予定を考えている。現在、素案の段階のため、今後軽微な修正箇所があると思われる。

(1) 播磨町地域福祉計画（素案）について

【説明の概要】

第5次播磨町総合計画を上位計画とし、福祉の分野だけでなく、防災、教育、まちづくりなどあらゆる分野において、地域福祉に関する部分との連携や調整を図りながら、これらの計画を包括する。そして、整合性を図りながら、各計画の施策を推進する上での共通理念を示すものとなり、全ての福祉の個別行政計画の上位計画となる。

計画の期間は、令和10年度までの5年間とする。地域の考え方として、本人、家族から始まり、隣近所、自治会、小学校区、コミセン区など、段階的な圏域を福祉圏域として捉え、それぞれの圏域での役割と機能を発揮しながら相互の機能連携を図ることによって、地域福祉活動を重層的に機能させ、地域福祉を推進していく。

【主な質疑応答】

Q 第4章取り組みの展開の基本目標1で、相談体制の強化とあるが、民生委員の負担は。

A コミセン単位で民生委員が話し合う機会を設けている。地域の中で解決できるようなことがないかなど、地域ネットワークをつくりながら、そこからまた重層的に展開しながら相談を受けることで、民生委員の負担が減るようには思っている。

Q 第4章取り組みの展開の基本目標4（1）「誰ひとり取り残さない」という形で書いてある。「誰ひとり取り残されない」であれば、対等だが、「誰ひとり取り残さない」というのは、誰かが上で誰かが下であるようなことにつながるの、「れ」が入るか入らないかによって大きな違いがある。

地域福祉計画の理念を考えると、「残されない」という言葉に考えていくべきかと思う。

- A** これまでにもそのような議論があったように思う。「取り残されない」のほうと同じ目線に立ったような表現になると思うので、委員会に持ち帰って、修正を考えたいと思う。

(2) 障害者計画の素案について

【説明の概要】

障がいのある人が地域で自立して健やかに暮らすためには、障がいの有無にかかわらず、地域に暮らす一人一人が障がいに対する理解を深めることが重要であり、この計画は播磨町に住む全ての人を対象としている。

「障がいの考え方について」には、社会モデルについて記載してある。これまで障がいは、本人の心身、心や体の問題であるという医学モデルで捉えられていたが、障害者基本法の改正により、障がいは、社会の側に障壁があるという社会モデルの考え方へと変わっている。

障害者計画の期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とし、第7期播磨町障害福祉計画と第3期播磨町障害児福祉計画については、令和6年度から令和8年度までの3年間としている。

【主な質疑応答】

- Q** 施設入所者の地域生活への移行のところで、町内におけるグループホームの整備や、関係機関との連携のもと、希望する人の地域移行について、検討を進めるとあるが、どのような検討をしているのか。

- A** 自宅に帰ることが難しい方については、グループホームを検討していく。精神障害者の方の地域移行については、受け入れ側が支援をきちりできるような体制を取れるよう、講師を呼んで研修や、啓発などを進めていきながら、社会の中で皆と一緒に生活を送れるように進めていきたい。

町内には、4軒のグループホームがあるので、連携しながら地域移行を進める。

(3) はりま健康プランについて

【説明の概要】

はりま健康プランについて、健康増進計画、食育推進計画、自殺対策計画の三つの計画が包含されている。計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間になる。

健康増進計画は、1. 栄養・食生活、2. 身体活動・運動、3. 休養・こころの健康、4. 歯及び口腔の健康、5. たばこ、6. アルコール、7. 健康チェックの

7つの項目がある。

食育推進計画は1. 健全な食生活の推進、2. 食を通じた豊かな人間形成、3. 食の安全・安心の確保、4. 食育活動の推進と連携体制の強化を4本柱として策定している。

今回の計画で新たに取り入れたものや、重要視した点は、子供や若い世代からの食へのアプローチ、商工会や漁業、JA、行政で締結した産業振興に関する連携協定を生かした地産地消の推進、災害時に備えた食料等の備蓄の推進などである。

自殺対策計画では基本目標を四つあげている。1. 地域におけるネットワークの強化については、播磨町自殺防止対策協力連携事業の協力団体数の増加を図るなど、地域で連携し取り組んでいく。2. 自殺対策に携わる人への支援では、遺族への支援活動や、支援者のケアについての施策を検討した。3. 住民への周知と啓発については、広報やホームページ、LINEなどを活用し、我が事としての意識啓発や命の大切さ、他者を思いやる心の醸成を図るための啓発に取り組む。4. 生きることの促進要因への支援については、女性特有の悩みを抱える人や障がい者、認知症者、外国人、性的マイノリティの方など、生きづらさを抱える様々な対象者へ生きることへの促進を図り、自殺リスクを低下させるため、居場所づくりや、断らない相談支援を通じて、社会的孤立を防ぎ、繋がり続ける伴送型支援を実施する。

【主な質疑応答】

Q 食育推進計画のところで、大人側から見た計画というのは多く書いてあるが、小・中学生側から見た食育はこれから先、生きていく上で大切だと思うが、取り組みは。

A 廃棄物を極力出さない事や、物流を通じて食に関する事や、学びに関する事は、題材としての教育を学校現場でしていると聞いている。

2 高齢者の補聴器購入費用の助成について

高齢者の補聴器購入費用の助成について、所管する保険課より説明を受け質疑を行った。

【説明の概要】

令和6年度から、高齢者補聴器購入費助成事業を実施したいと考えている。加齢による聴力の低下により日常生活に支障がある高齢者に補聴器の装用を推進することで、聴力低下に早期に対応し、生活の質を維持し、社会参加や地域交流を促進することで、認知症予防及びフレイル予防に資することを目的とする。

対象者は、町内に住所を有する満65歳以上の人で、聴覚障害に係る身体障害者手帳の交付を受けていない人。そして、耳鼻咽喉科の医師の診断を受けて、補聴器の使用の必要性を認められた人と考えている。

両耳とも中等度難聴、また、40デシベル未満の軽度難聴であっても、医師が補聴

器の必要性を判断した場合は対象とする予定である。助成額については、3万円を上限に一人一回限りを考えている。予算の承認を得られたら、広報誌やホームページ、町内や加古川医師会管内の耳鼻咽喉科にチラシを置くなどの周知を行う。

【主な質疑応答】

- Q 病院で、意見書を作成してもらうが、作成費用は個人持ちになるのか。
- A 個人で負担してもらう予定である。全国的にそのような取扱いをしている。

厚生教育常任委員会《行政視察報告書》

日 程：令和6年1月16日（火）

視 察 先：岐阜県笠松町

視察目的：笠松町子どもの権利に関する条例に基づく現場での取組事例を視察する。

笠松町概要

岐阜県羽島郡笠松町は、岐阜県の南西部に位置し、岐阜市、各務原市、羽島郡岐南町に隣接し、木曾川を隔てて愛知県一宮市と接している。総面積は10,3平方キロメートル（面積の3分の1が木曾川河川敷）、人口は21,818人。

町域は大きく3つの地域から形成されており、中央の笠松地域には名鉄の主要駅「笠松駅」がある。松枝地域には住宅建設が進み若年層が多く住んでいる。また、「オグリキャップ」の出身地としても有名な笠松競馬場が木曾川沿いに位置している。

視察内容：笠松町子どもの権利に関する条例について

（1）制定理由

子どもの権利条約に基づき、子どもの権利の内容、大人の役割、子どもの責務などを定めることにより、子どもの権利を保障し、すべての子どもたちが自由に生き生きと育つまちを目指すために、子どもも大人も同じ権利を持つ一員として、自覚と責任を持って一緒にまちづくりを進めるとともに、新しく建つこども館における活動の基本方針とした。

（2）制定に至る経緯

令和3年3月、笠松町議会で「笠松町子どもの権利条例の制定を求める決議」が提出され可決された。

令和3年7月、子どもの権利について知る勉強会を開催。

令和3年8月から11月にかけて、子どもの権利についてのワークショップを5回開催。

- ・令和3年8月（1回目～3回目）

日常生活における子どもの権利の気づき、意識した対応・行動とは何かなど、「権利」について意見交換・情報共有を実施。

- ・令和3年9月16日

町内の小中高生が「笠松町子どもの権利に関する条例制定に向けた子どもからの意見書」を町長へ提出。

この意見書は子どもたちが考えた条例に盛り込んでほしい内容をまとめたもの。

- ・令和3年10月（4回目）、11月（5回目）

内容の確認や条例を身近なものにするため、意見交換。

町長へ提出した意見書をもとに作成した条例案について、自分たちの意見が反映されているか、わかりやすいかを検討。

令和3年12月14日、議会定例会で「笠松町子どもの権利に関する条例」が可決された。子どもたちが議会を傍聴し、本会議終了後、議員と子どもたちとの意見交換会を開催。

令和4年3月1日、「笠松町子どもの権利に関する条例」施行。

(3) 条例の周知

- ・各小中学校の中で、子どもたちへパンフレットを活用しての周知や、子どもたちが「権利」について考える機会を設ける。また、学校を通じての保護者への周知。
- ・子育て支援団体や子ども会育成協議会などのチラシ配布による保護者への周知。
- ・広報・ホームページなどで周知。

主な質疑応答

Q 第7条第4号で「権利を侵害される状況から逃れること」を定めているが、子どもたちが権利を侵害される状況になり、子どもたちがSOSを発したときの具体的な対処方針は。

A 学校関係者など周りの大人がどのように対応するべきかについては、第10条から第13条で「町・保護者・育ち学ぶ施設の関係者・地域住民の役割」について定めている。

子どもの意見を聞き、思いを受け止め、解決に向かう方法を一緒に考えること、必要に応じて関係機関につなげ、連携して子どもを守ることが大人の責務だと考えている。

Q 条例が制定されたことで、町民の意識に変化はあったか。

A 条例の効果や町民の意識変化については、令和5年度に行った「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」において、権利条例に関する項目を追加し、検証している。

現在までに小中学校とも連携し、チラシや動画で権利の大切さを呼びかけているが、今後は大人の立場への周知も必要だと考えている。

Q 「子どもの権利に関する条例」解説動画は、アニメーションでかわいらしく分かりやすく作成されていて見やすい。費用はどれぐらいかかったか。

A 担当職員がイラストを描いている。男性役の声は男性職員が、女の子役の声は職員の姪が担当している。したがって、費用は0円。

厚生教育常任委員会《行政視察報告書》

日 程：令和6年1月17日（水）

視 察 先：愛知県東海市

視察目的：不登校やひきこもりがちな方、人との付き合い方で悩んでいる方とその家族を応援する東海市ひきこもり支援センターほっとプラザの取組事例を現場視察する。

東海市概要

東海市は、知多半島の付け根にあり、名古屋市の南側に位置する。面積は43,43平方キロメートル、人口は113,570人。

臨海部に中部圏最大の鉄鋼基地を抱え、一方では全国有数のふき、洋ランの生産地でもある。近年は、伊勢湾岸自動車道（第二東名・名神）、名古屋港、中部国際空港の整備により、陸・海・空の交通の要衝として重要な役割を担う。

第6次総合計画で「ひと 夢 つなぐ安心未来都市」をテーマに協働・共創のまちづくりをめざす。

視察内容：ひきこもり支援センターほっとプラザについて

（1）成り立ち

平成18年度、市社会福祉協議会に「ひきこもり相談窓口」を開設。NPO法人、オレンジの会に相談員の派遣を依頼。（月1回）

平成19年度、さらに支援体制を構築するため、市に「ひきこもり支援検討委員会を設置」（全5回開催）

平成20年3月、ひきこもり支援検討委員会がまとめた報告書をもとに「東海市ひきこもり施策基本指針」の策定。

ひきこもり支援における課題、支援体制の方向性を明文化

「相談できる場所及び自宅以外の居場所を提供する」

平成21年4月、「ほっとプラザ」開設。

相談支援と居場所支援を常設化、家族会の開催、支援サポーターの育成。

（2）開設から現在まで

平成21年度～、東海市社会福祉協議会への補助事業（10分の10）

令和3年7月、子どもの権利について知る勉強会を開催。

令和2年11月、東海市ひきこもり施策基本指針改定。

ひきこもりの長期化、高齢化、8050問題、就職氷河期世代の支援。

令和3年度～、東海市ひきこもり支援事業コンソーシアムへの委託事業
東海市社会福祉協議会、NPO法人オレンジの会など、多くのノウハウを有し、支援に実績のある団体に事業を委託。

（3）事業内容

① 相談支援

本人・家族相談、アウトリーチ、LINE相談（毎週水曜16:00～20:00）

② 居場所支援

フリースペース、女子会、運動プログラム、コミュニケーションゲーム、利

用者が考える自主イベント（たこ焼き、かき氷）

③ 家族支援

家族会（毎月1回講師を招いて勉強会）、家族交流会、（年1～2回、BBQ等の日帰りイベント）

④ 就労準備支援

内職、ボランティア活動（子ども食堂、ディサービス、ナス農家など）

⑤ 学習・生活支援

勉強したいけど外出ができない、人が大勢いる場所に行くことに抵抗があるなど、メンタル面・生活面に支援が必要な中高生・通信制高校生・高校中退者等に学習の習慣付けのほか、調理実習や年中行事の体験等の社会性の育成を支援する。

⑥ 広報・啓発事業

ホームページ、講演会・研修会の開催、民生委員・児童委員への勉強会。中学3年生への周知（卒業後にひきこもってしまう場合があるので、卒業前にチラシを配布）

(4) 利用者の傾向（令和4年度）

実人数…本人88人

- ・年齢構成：18歳未満19人21%、18～25歳24人27%、26～35歳19人22%、36～45歳12人14%、46歳以上9人10%、不明5人6%。

- ・男女比：男性47人53%、女性41人47%。

主な質疑応答

Q ほっとプラザを利用して「ひきこもり」から一歩踏み出した事例を御教示ください。

A 本人とつながることが一つの解決であり、「そのままでもいいよ」との全面受容から始まる。そこから一歩踏み込んで、「世の中とつながりたい」と思ってもらえるよう、職員はニーズを感じて試行錯誤している。

《ケース例》

21歳家事手伝い、義務教育中から不登校、通信高校に進学するも1年足らずで退学、就労経験なし。

行った対応



就労準備支援事業

内職、ボランティア活動への参加。

文字を書く練習や自転車に乗る練習。



ほっとプラザで活動する中で就労に興味を持ち始める。



民間団体が実施している就労体験に参加。

就労体験へ3社行き、本人の特性や能力に合わせた就職先が見つかり、就職できた。就職後も時間がある時はほっとプラザのイベントに参加するなどしている。

Q 社会とのつながりを完全に遮断している方への社会復帰に向けての支援はど

のように行われているのか。アウトリーチの具体的事例は。

A つながりを完全に遮断している方を把握することは困難で、金銭面や生活面で困りごとがなければ、ひきこもり状態は続くものである。

そのような状態の方が支援とつながるポイントは、「本人の困り感」であり、本人の困り事によって、つながる先が変わるので、大切な事は、1つの機関だけではなく、複数の関係機関でまるごと支援する。

《ケース例》

通信制高校3年生で、学校のレポート提出が課題。体調が不安定で、自分から話しかけない性格、全教科2年半分の課題が残っていた。

親からの相談



ほっとプラザの学習・生活支援を利用



(行った対応として) 提出する課題の量を一緒に確認・提出期限の確認



(対応後) 休まず来所、徐々に一人でも進められるようになる。体調も落ち着く。



(話を聴いてみると) ・何から手をつけていいかわからなかった。

・聞く人がいなかった。

・親に聞いも「わからない」と言う。



無事に卒業。

プライベートの相談もしたくれるようになり、進学するために卒業後も学習・生活支援に通うようになった。

このように、ほっとプラザは、「家族以外の大人に頼ることを練習する場所」であり、いつでも開かれた場所である。

Q 何歳ぐらいまでを対象にするのか。

A 年齢制限は決めていないが、65歳になると高齢者施策として行っている。

Q ひきこもりという言葉のうけとめ方で、当事者にしたら、ひきこもっているということにこだわってしまい、相談には行きにくく、他自治体で「こもりびと」としたら相談が多くなったという例がある。「ひきこもり」との言葉に対する受け止め方を教えてください。

A チラシなど、ほとんど「ひきこもり」という言葉を入れていない。

悩みがある人を対象と考えている。相談につながる取組として、「ふくし」と書いた共通する相談マークのバッジを、相談スタッフ、民生委員、障がい者支援をしているスタッフなどに、配って付けてもらい、こまり事をキツヤチしたときに、ほっとプラザにつないでもらえるように作っている。